

## 生涯教育制度 2020 制度の概要と解説

### ■ はじめに

作業療法士は、常に最高水準の知識と技術・技能を保つことが社会的に求められています。このためには、学術的研鑽を積極的、継続的に行い、専門性をより高める努力が極めて重要です。日本作業療法士協会は、協会員の学術的研鑽を支援し、作業療法の専門性を向上させるため、「生涯教育制度」を構築しました。協会員が、この制度を活用し、知識と技術・技能を向上させ、よりよい作業療法を社会に提供するとともに、人格の陶冶を目指すことを期待します。

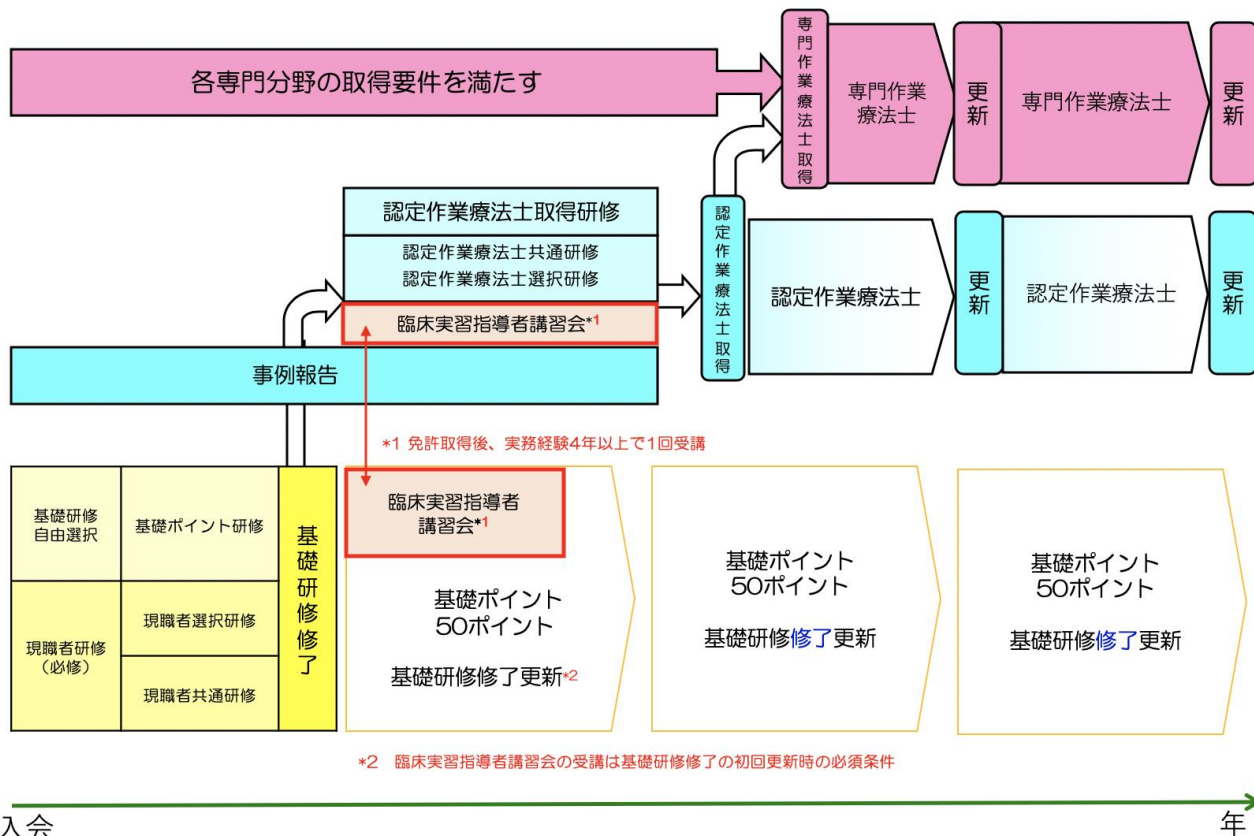
### ■ 生涯教育制度の目的と経緯

一般社団法人日本作業療法士協会（以下、協会）では、作業療法士の質の向上を目的として、2003年度に現行の「生涯教育制度」を創設した。また、翌2004年度には、協会初の資格認定制度である「認定作業療法士制度」を創設、2009年度からは「専門作業療法士制度」を始動した。

2008年度の改定では、専門作業療法士制度に合わせて改変を行った。現職者共通研修は、卒前教育の復習と水準の担保を目的とした内容から臨床実践に必要な基礎能力向上を主眼とした内容に変更した。現職者選択研修は多様な視点を持ち、複数領域への対応が可能な作業療法士としての基本的な視点を養うために1領域から2領域必修に変更した。また、認定作業療法士制度については、取得の意義の明確化と取得・更新者の増加を促進するとともに、研修内容を再検討し整備した。専門作業療法士制度については、認定作業療法士である者のうち、特定の分野において「高度かつ専門的な実践能力」を有する者を専門作業療法士として認めることとした。専門作業療法士制度の詳細については、協会ホームページ等で参照いただきたい。2013年度改定は、協会員が生涯にわたり学習を継続しやすくしたこと、認定作業療法士制度、専門作業療法士制度において、社会的承認とその資格認定の正当性を確保するための改定を行なった。具体的には、基礎研修制度では、基礎ポイント直近5年の有効期限を廃止した。また、現職者共通研修では、シラバスの整備と修了時の基礎ポイント付与、「10. 事例報告」の発表機会の拡張を行った。現職者選択研修では、研修シラバスの整備を行った。現職者研修には、「生活行為向上マネジメント」の導入、「臨床実習指導者研修制度：初級」の導入なども行った。認定作業療法士制度の改定では、試験制度の導入、更新要件の変更、資格再認定審査の導入を行った。専門作業療法士制度の改定では、資格認定審査の導入、読替えによる専門作業療法士取得の変更、更新審査（更新要件）の導入とした。2016年度より、一部改定として、「生活行為向上マネジメント(MTDLP)研修制度」を生涯教育制度へ位置付けた。具体的には、現職者選択研修の中にMTDLP基礎研修を必修研修として設定した。2018年度の改定の主なポイントは、認定作業療法士新規取得要件の大幅な見直しを行い、要件の拡大を実施した。基礎研修制度、専門作業療法士制度については、必要に応じた修正を実施した。また、2019年度には、厚生労働省指定講習会である「臨床実習指導者講習会」を生涯教育制度に盛り込むことも決定した。

現行の制度の最新の情報は、協会ホームページにて広報している。「生涯教育制度」、「基礎研修制度」、「認定作業療法士制度」、「専門作業療法士制度」の詳細を参照いただきたい。

## ■ 生涯教育制度の構造図



## ■ 生涯教育制度の構造図（2020年4月1日以降入会者）

### ■ 生涯教育制度の概要

本制度は作業療法士の継続的な自己研鑽を支援するための「生涯教育基礎研修制度」と、作業療法の臨床実践、教育、研究および管理運営に関する一定の能力を習得するための「認定作業療法士取得研修」および高度且つ専門的な作業療法実践能力を修得するための「専門作業療法士取得研修」から成る(生涯教育制度の構造図参照)。また、協会事業活動等から、作業療法士にとって必要不可欠である研修会講習会として、「生活行為向上マネジメント研修」「臨床実習指導者講習会」が制度内に盛り込まれている。

#### 1. 基礎研修制度

基礎研修は「現職者研修」と「自由選択(研修)」から成る。

1) 現職者研修は「現職者共通研修(10テーマ)」と「現職者選択研修」の2種である。

現職者共通研修(10テーマ)は協会員として必要な職業倫理や協会・士会活動に必要な事項を修得し臨床実践の共通的・基礎的能力の向上を目的とするものである。なお現職者共通研修の受講が修了した時点で基礎研修ポイント 20 ポイントが付与される。

現職者選択研修は、「生活行為向上マネジメント(MTDLP)」の基礎を学ぶことに加え、多様な視点をもち複数領域で対応可能な実践力を養うための基礎的知識を得ることを目的としている。MTDLP 基礎研修を必修として受講し、加えて4領域(身体障害、精神障害、発達障害、老年期)から1領域以上を受講しなければならない。これらの必修研修は協会入会時より5年以内にすべて修了することが望ましい。なお現職者選択研修の受講は基礎研修のポイントとして加算される。各現

職者研修の受講記録が失効することはない。

HP 参照:「基礎研修制度と修了・更新申請」「現職者共通・選択研修 研修シラバス・運用マニュアル(第4.0版)」

## 2) 自由選択(研修)

協会、各都道府県作業療法士会が、主催・共催する学会や研修会だけでなく、他団体が開催し協会が認める学会・研修会への参加や発表、また臨床実習指導などを基礎研修のポイントとするものである(下記、「基礎研修ポイント表」参照)。

自由選択(研修)はおおむね5年を目安に 50 ポイントを取得するように自己研鑽を行う。50 ポイントを取得するごとに基礎研修更新を申請し、自己研鑽を生涯継続することを目指すものである。

基礎研修を修了後、5年間の有効期限が設定される。この期間内に認定作業療法士を目指し、研修受講や要件が揃った時点で申請が可能となる。有効期限が過ぎて場合でも、基礎ポイントが 50 ポイントを取得した時点で、基礎研修の更新申請を行うことができ、その時点から新たな有効期限が発生する。

### ○基礎研修ポイント表

#### ①日本作業療法士協会、各都道府県作業療法士会主催・共催の学会、研修会等

内容	ポイント数	取得方法
学術誌「作業療法」投稿論文	1論文につき4ポイント	システム自動登録
事例報告登録制度への登録	公開中の事例1登録につき 4ポイント	システム自動登録
臨床実習指導①(2~5週間程度)	2ポイント	養成校システムより登録
臨床実習指導②(6~8週間程度)	4ポイント	養成校システムより登録
士会裁量分	年間最大2ポイント	研修会管理システムにて士会より登録
医療福祉 e チャンネル 視聴・受講	1番組1課題につき 1ポイント	履歴を協会にて登録*

◇医療福祉 e チャンネル視聴・受講は、離島やへき地などで研修会等に参加することが困難な会員に対して学習機会の提供を目的に導入されました。医療福祉 e チャンネルと契約の上、所定の課題を遂行することにより、現職者共通研修受講や基礎研修の学習として取り扱われます。

(<http://www.ch774.com/>)

時間 学会研修会等の役割	90分以上~1日	2日以上	
参加	2ポイント	4ポイント	主催者がシステムにて登録

発表(学会のみ) (加算)	1 発表につき 2 ポイント		同上
講師(加算)	2 ポイント	4 ポイント	同上
事例検討会 ファシリテーター	2 ポイント		同上

②日本作業療法士協会、各都道府県作業療法士会主催・共催以外の学会、研修会等

時間 学会研修会等の役割	90 分以上～1 日	2 日以上	
参加	1 ポイント	2 ポイント	証明する書類を準備し、システムから個人で申請*
発表(学会のみ) (加算)	1 発表につき 1 ポイント		証明する書類を準備し、システムから個人で申請*
講師(加算)	1 ポイント	2 ポイント	証明する書類を準備し、システムから個人で申請*

\* 生涯教育システムにて会員個人が申請。

③学会とは

1日以上の日程で、日本作業療法学会に準じたプログラム(一般演題発表に加え、講演、セミナー、シンポジウムなど)があり、抄録集あるいは論文集が用意されていること。

④協会、各都道府県作業療法士会主催・共催以外の学会、研修会等とは

他団体・SIG (special interest group) 等が開催し各都道府県士会が認める学会、研修会のことをいう。

他団体・SIG とは会員数が 20 人以上の専門職集団であり、会則に則って学術活動が継続的に行われている集団とする。

各都道府県士会はこの基準に基づいて会員の申請する他団体・SIG 等への参加をポイントとするか否かを判断する。

なお、これまで士会・協会が認定した他団体および SIG などの情報は協会からホームページ上で広報される。さらに、この情報は協会が集約し、更新して広報される。

⑤士会裁量ポイント

年次ごとの士会裁量ポイントは、各都道府県市会よりシステムにて該当する会員へ登録を行う。士会裁量ポイントの対象となる事柄の例

- ・士会事業への協力
- ・上記、①②には該当しない士会後援の研修会や研究会への参加など
- ・その他

⑥発表(学会のみ)

筆頭演者であること。1 発表ごとに加算。ポスター発表、パフォーマンスなどは筆頭者に限り発表者と同等に扱う。シンポジスト、パネリスト、は講師と同等に扱う。査読・座長は講師加算に該当しない。

3) 生涯教育基礎研修修了申請および更新申請

現職者共通研修と現職者選択研修を受講し、自由選択(研修)50ポイントを取得した時、協会に対して生涯教育基礎研修修了申請を行う(5年を目処に行う)。申請に対し協会からは5年間の有効期限を示した生涯教育基礎研修修了証が交付される。その後は有効期限内に50ポイント以上の基礎研修ポイント取得時に、その都度生涯教育基礎研修更新申請を行う。申請に対して交付される修了証は認定作業療法士取得研修の受講と認定作業療法士の申請に必須の条件である。ただし、現職者研修が修了し、作業療法士の実務経験が5年以上経過した者は、認定作業療法士選択研修の受講が可能である。

#### 4) 事例報告登録制度への登録

事例報告登録制度は作業療法実践の質的向上、作業療法成果の根拠資料の作成、作業療法実践の成果の内外への提示を目的として行われている。事例登録は、認定作業療法士の取得要件に含まれており、会員は本生涯教育制度の開始と同時に事例報告登録制度への登録が可能であり、現職者共通研修の事例報告に替えることができる。

事例報告登録制度については、協会ホームページ(<http://www.jaot.or.jp/>)を参照。

## 2. 認定作業療法士制度

認定作業療法士制度は、作業療法士の質の向上、作業療法に関する水準の維持・向上及び作業療法士の専門性と社会的地位の一層の確立を図るため、本会が一定の基準を設けて作業療法士の養成・審査・認定を行い、もって国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。認定作業療法士とは、作業療法の臨床実践、教育、研究及び管理運営に関する一定水準以上の能力を有する作業療法士を本会が認定した者をいう。

### 1) 「認定作業療法士」の新規取得要件

以下のすべての要件を満たすことにより、協会へ認定作業療法士の申請することができる。

(1) 「認定作業療法士共通研修」である「研究法」、「管理・運営」の2講座と「認定作業療法士選択研修」のうち2講座以上を受講する。講座ごとに行う修了試験に合格することで修了とする。

(2) 厚生労働省指定「臨床実習指導者講習会」を受講する。

(3) 3事例を報告する。事例報告の方法は次の①～⑥の6つの方法で可能である(○新規取得要件の具体的な例を参照)。

①事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が3例あること。事例報告についての詳細は、協会ホームページで確認すること。事例報告登録制度：<http://www.jaot.or.jp/science/jirei.html>

②事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が2例あり、「別表の②」に定める範囲での報告が1例あること。

③事例報告登録制度に登録され、公開されている事例が1例あり、「別表の②」に定める範囲での報告が2例あること。

④2例までを「別表の②」に定める範囲での報告し、臨床実践能力査定試験に合格すること。

⑤2例までを「別表の②」に定める範囲での報告し、別に作成するフォーマットを使用し、認定作業療法士の指導を受け、5事例をまとめること。

⑥2例までを「別表の②」に定める範囲での報告し、他団体の学会等の認定資格の内、認定に事例報告が要件となっている資格を1つ以上取得していること。

○「別表の②」の内容

<p>②実践報告 25np 以上(但し, 1 回につき 25np とする)あること。</p> <p>実践報告とは、研究(臨床研究・基礎研究など)に限らず、作業療法に関連する教育、管理運営の報告なども含む作業療法の実践報告である。その具体的な報告方法は以下の通りとする。</p> <p>ア. 本会事例報告登録制度による事例登録</p> <p>イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載(作業療法・WFOT 加盟国発行の学術誌・日本作業療法学会・作業療法やリハビリテーションに関連のある国際学会(WFOT 学会、APOTC 学会など)・ISBN/ISSN に登録された、都道府県作業療法士会発行の学術誌・ISBN/ISSN に登録された、他団体や SIG の発行する学術誌・ISBN/ISSN に登録された、その他関連する書籍(ジャーナル)など)</p> <p style="text-align: right;">(認定作業療法士制度規程・細則より)</p>
--

【確認！】具体的な新規取得要件の組み合わせは以下のようになる。参考にさせていただき、ご自身の作業療法実践状況に合わせた取得要件を確認してください。

○新規取得要件の具体的な例

要件	6つの例						不可	
	3事例	2事例	1事例	2事例	1事例	---	1事例	---
事例報告登録制度	3事例	2事例	1事例	2事例	1事例	---	1事例	---
臨床実践能力査定試験	---	---	---	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 1つ	どれか 2つ	どれか 2つ
臨床実践報告(5事例)	---	---	---					
他団体・SIGの資格認定(1つ以上)	---	---	---	---	1つ	2つ	---	1つ
「別表の②」のイ.の要件	---	1つ	2つ	---	1つ	2つ	---	1つ

2)「認定作業療法士」の審査

「認定作業療法士」の申請があると、協会は申請要件の確認・審査を行う。認定作業療法士資格認定審査の実施スケジュールは、協会 HP にて広報される。審査実施スケジュールを確認して申請を行う。認定作業療法士と認められた者に対して 5 年間の有効期限を示した認定作業療法士認定証、認定作業療法士徽章等を交付する。

3)「認定作業療法士」の継続と資格更新

認定作業療法士となった日から有効期限(5年)以内に、次の認定作業療法士更新要件を満たしたとき、協会へ認定作業療法士更新申請を行うことができる。

申請に対し協会からは新たに 5 年間(3回目からは 10 年間)の有効期限を示した認定作業療法士認定証が交付される。

○認定作業療法士更新要件

過去 5 年間に以下に記す要件項目毎に 25 認定作業療法士更新ポイント(np)以上を満たし、かつ合計 100np 以上満たしていること。

更新要件の項目	更新要件
---------	------

(1) 基礎研修ポイント	1 ポイントを 1np として 25np 以上	各要件 25np 以上 合計 100np 以上
(2) 実践報告	1 回を 25np として 25np 以上	
(3) 後輩育成経験	1 回につき 5np としてあわせて	
(4) 社会的貢献	25np 以上	

(1) 基礎研修ポイントの取得 (5 年間に 25np 以上)

(2) 実践の報告 1 回 (編) 以上 (5 年間に 25np 以上)

実践の報告とは、作業療法の実践報告である。その範囲は、研究 (臨床研究・基礎研究など) に限らず、作業療法に関連する教育、管理運営などを含む。その報告方法は、①日本作業療法士協会事例報告登録、②学術誌等に掲載 (投稿・依頼) である。ただし、報告先は、ISBN/ISSN に登録済みの書籍 (雑誌を含む) でなければならない。共同執筆は 2 題で、1 回にカウントする。

※ 具体的には以下の通りとする

ア. 日本作業療法士協会事例報告登録制度への事例登録

イ. 以下の学会誌・学術誌への掲載

学術誌「作業療法」、日本作業療法学会、WFOT 学会、APOTC 学会、

ISBN/ISSN に登録された都道府県士会発行の学術誌・協会に登録された他団体や SIG の発行する学術誌・その他関連する書籍 (ジャーナル) など

(3) 後輩育成経験 (臨床実習指導、研修会・学会等における講師等)

(4) 作業療法啓発に関する社会的貢献 (他職種、行政等からの依頼による作業療法啓発活動)

(3) (4) 併せて 5 回以上 (5 年間に 25np 以上)

※ 具体的には以下の通りとする

ア. 士会役員、部長、委員長、部員、委員 (委嘱状が必要) → 委嘱状 1 枚につき、1 回とする。

イ. 協会役員、部長、委員長、部員、委員 (委嘱状が必要) → 委嘱状 1 枚につき、1 回とする。

ウ. 協会主催研修会での講師 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき、1 回とする。

エ. 士会主催研修会での講師 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき、1 回とする。

オ. 士会主催現職者共通・選択研修での講師 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき、1 回とする。

カ. SIG 等他団体や区市町村等行政主催研修会での講師 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき、1 回とする。

キ. 行政主催の会議や審査会などへの出席介護認定審査会や障害者自立支援法関連の介護給付等に関する審査会、評議会、審議会など (委嘱状が必要) → 委嘱状 1 枚につき 1 回とする。

ク. 臨床実習指導経験 (依頼書または養成校名、学生氏名、指導者氏名、実習期間、実習施設名が明記された実習指導報告書の写

しが必要) → 2 週間以上の実習指導学生 1 名につき 1 回とする。

ケ. 協会主催学会、研修会での座長や査読の実施 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき 1 回とする。

コ. 士会主催学会、研修会での座長や査読の実施 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき 1 回とする。

サ. 協会事例報告登録制度における事例審査 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき 1 回とする。

シ. 士会主催現職者共通研修における症例研究のアドバイザー経験 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき 1 回とする。

ス. 臨床実践報告の指導 (報告書の写しが必要) → 報告書 1 枚につき 1 回とする。

セ. 養成校での特別講義、講義の実施 (依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき 1 回とする。

ソ. ボランティア活動 作業療法士として行う、協会・都道府県士会等が主催するもの等(依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき 1 回とする。

タ. 作業療法を啓発できる事業への参加 公開講座等、協会・都道府県士会主催する事業等(依頼書が必要) → 依頼書 1 枚につき 1 回とする。

チ. 機関誌原稿(OT 協会機関誌、関連団体での OT 啓発他)など

ツ. その他(証明できる OT 啓発活動)

※ 協会および士会の役員、代議員については名簿等証明できるものの写しを添付することで委嘱状の代替とする(上記ア、イ)

※ いずれも委嘱状、依頼書などその事実が確認できるものが発行される事業などに限る

※ 委嘱状、依頼書に複数回の記載があるものについては委嘱状、依頼書 1 枚につき 1 回または各年度 1 回とする。但し、臨床実習指導については指導学生 1 名につき 1 回とする。(上記ク)

#### 4) その他

協会 HP の「認定作業療法士の申請および更新に関する手続き等解説書」を必ず確認してください。

### 3. 専門作業療法士制度

専門作業療法士制度は、特定の専門分野において優れた実践能力を有する作業療法士を認定することにより、その専門性をもって国民の保健・医療・福祉に寄与することを目的とする。専門作業療法士とは、認定作業療法士である者のうち、日本作業療法士協会が定める特定の専門作業療法士分野において高度且つ専門的な作業療法実践能力を有することを認定した者をいう。

#### 1) 「専門作業療法士」になるための要件

① 認定作業療法士であること

② 専門作業療法士取得の 4 実践を修了または満たすこと(4 実践とは、研修実践、臨床実践、研究実践、教育と社会貢献の実践である)

③ 専門作業療法士資格認定試験に合格すること

#### 2) 「専門作業療法士」申請と審査、ならびに資格認定試験

##### (1) 申請と審査

上記の 1) ①と②の要件を満たしたとき、協会に対して専門作業療法士申請を行う。

協会は申請要件を確認・審査し、要件を満たしたものに専門作業療法士資格認定試験の受験を許可する。

##### (2) 専門作業療法士資格認定審査

資格認定審査は、年に 1 回実施される。資格認定審査の実施要項は協会誌ならびに協会 HP にて広報される(詳細は協会誌・HP を参照)。試験に合格した者に対して 5 年間の有効期限を示した専門作業療法士認定証ならびに専門作業療法士徽章等を交付する。

#### 3) 「専門作業療法士」の継続と更新申請

専門作業療法士となった日から有効期限(5 年)以内に下記の専門作業療法士更新要件を満たしたとき、協会に対して専門作業療法士更新申請を行う。

申請に対し協会からは新たに 5 年間の有効期限を示した専門作業療法士認定証が交付される。

##### 専門作業療法士更新要件

① 生涯教育基礎ポイント 25 ポイント以上



②専門作業療法士新規取得要件(各分野)の研究実践と教育と社会貢献の実践が各々4 専門単位以上であり、あわせて15 専門単位以上

表 専門作業療法士の更新要件

		更新要件	
①生涯教育基礎ポイント		25 ポイント以上	
②取得要件(各分野)	研究実践	4 専門単位	合計 15 専門単位以上
	教育と社会貢献の実践	4 専門単位	

専門作業療法士の更新によって、認定作業療法士の更新を同時に行うことが可能です。

#### 4) その他

協会 HP の「専門作業療法士制度 認定取得のための手引き総論」、「専門作業療法士制度 分野別認定取得の手引書」を必ず確認してください。

#### ■各種申請

生涯教育制度においては、以下の場合に会員が、協会に申請することが必要である。

#### ○基礎研修制度に関するもの

##### 1. 他団体・SIG 等ポイント申請

他団体・SIG 一覧にある団体の学会、研修会等に参加、発表等(学会発表のみ)をした場合に、会員ポータルサイトより申請して、基礎ポイントの登録を行います。申請には、参加を証明するもの、発表の抄録などが必要になります。申請を行う前に、参加を証明するものの写真や PDF ファイルを準備してから手続きを行ってください。

手続きは、会員ポータルサイト、生涯教育、各種申請、他団体 SIG ポイント申請から行います。運用および手順書については、協会 HP を参照にしてください。

##### 2. 基礎研修修了申請

現職者共通研修10テーマの受講、現職者選択研修のMTDLP基礎研修、1領域以上の受講、基礎ポイント50ポイント以上の要件を満たすことにより、基礎研修修了申請が可能になります。基礎研修修了申請により、5年間の有効期限が設定されます。この期限内に、認定作業療法士取得研修や認定作業療法士新規申請が可能となります。

手続きは、会員ポータルサイト、生涯教育、各種申請、基礎研修修了申請から行います。運用および手順書については、協会 HP を参照にしてください。

##### 3. 基礎研修更新申請

基礎研修修了後、基礎研修修了証の有効期限内(5年間)に基礎研修更新を行う。初回の更新申請には、「臨床実習指導者講習会」の受講修了と「基礎ポイント50ポイント以上」が必要である。2回目以降の更新申請は、「基礎ポイント50ポイント以上」を取得し申請を行う。有効期限内に基礎研修更新申請ができなかった場合は、50ポイントを取得した時点で、申請を行うことができる。

手続きは、基礎研修修了申請と同様です。システムが自動的に修了申請と更新申請を判断します。

## ○認定作業療法士制度関連

### 1. 「事例報告登録制度」による事例の登録

事例報告登録制度については、協会ホームページ(<http://www.jaot.or.jp/>)を参照。

### 2. 臨床実践能力試験

システム準備中。

協会 HP、教育関連審査委員会を参照。

### 3. 認定作業療法士新規申請

認定作業療法士取得共通研修(研究法・管理運営)2 研修の受講と試験の合格、選択研修 2 研修の受講と試験の合格、臨床実習指導者講習会の受講、事例報告 3 例の報告の全ての要件を満たすと認定作業療法士の新規申請が可能となります。前述の通り、共通研修や事例報告には、免除要件や代替え手段などがあります。詳しくは、協会ホームページ(<http://www.jaot.or.jp/>)を参照してください。

手続きは、協会ホームページの「申請および更新に関する手続き等 解説書」([http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/ninteiot-tebiki-2018.4\\_3.pdf](http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/ninteiot-tebiki-2018.4_3.pdf))を参照してください。会員ポータルサイト、生涯教育サイト、各種申請、認定作業療法士新規申請ダウンロードから、書類をダウンロードしてください。必要事項を記入すると同時に、添付種類を準備してください。必要書類を揃えて、日本作業療法士協会事務局へ郵送にて申請してください。将来的に、全てシステム化する予定です。

### 4. 認定作業療法士更新申請

認定作業療法士取得後、5 年間の有効期限内に更新申請を行います。前述の通り、基礎ポイント、実践報告、後輩育成経験、社会貢献などの要件を満たして申請します。詳しくは、協会ホームページ(<http://www.jaot.or.jp/>)を参照してください。

手続きは、協会ホームページの「申請および更新に関する手続き等 解説書」([http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/ninteiot-tebiki-2018.4\\_3.pdf](http://www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2014/04/ninteiot-tebiki-2018.4_3.pdf))を参照してください。会員ポータルサイト、生涯教育サイト、各種申請、認定作業療法士更新申請ダウンロードから、書類をダウンロードしてください。必要事項を記入すると同時に、添付書類を準備してください。必要書類を揃えて、日本作業療法士協会事務局へ郵送にて申請してください。将来的に、全てシステム化する予定です。

## ○専門作業療法士制度関連

専門作業療法士制度の新規ならびに更新申請に関しては、協会ホームページの手引きを参照してください。生涯教育のページと教育関連審査委員会の試験案内を参照ください。